

日連 2 第 1227 号
(業 2 第 192 号)
令和 3 年 2 月 12 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

綱紀保持の徹底について（お願い）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、先般より税理士が持続化給付金の不正取得に加担したとする詐欺容疑、さらには、元税理士が存在しない相続税の修正追徴税額を請求したとする詐欺容疑による逮捕など、税理士への信頼を大きく失墜させる事件の報道が続きました。

正確な事実関係は把握できておりませんが、これらの行為は、税理士の専門性及び社会的信用を悪用したものであり、看過できるものではありません。

税理士は職業専門家としての高度な倫理観なしに適切な業務を行うことは不可能です。改めて税理士法第 1 条に規定される「税理士の使命」のもと、税理士としての矜持を持って業務を行って頂きたく、貴会会員に対して、本会から提供している各種資料集の確認や職業倫理に関する研修受講の周知等、あらゆる機会を通じて法令遵守の徹底と適正な業務遂行の指導をお願いいたします。

以上

参考

◆主な資料集

1. 税理士の専門家責任を実現するための 100 の提案
<https://www.nichizeiren.or.jp/suggestion/index.html>
2. 税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針
<https://www.nichizeiren.or.jp/member/data-library/business/governance/>

◆現在視聴可能な職業倫理に関する Web 研修

1. 平成 30 年度第 5 回マルチメディア研修「税理士の職業倫理」
講師：石原健次 時間：1 時間半
配信開始日：平成 31 年 3 月 28 日
2. <近畿会提供研修>税理士の職業倫理
講師：坂井昭彦制度部副部長・小倉毅綱紀監察部長 時間：3 時間
配信開始日：令和 2 年 2 月 18 日
3. <東京地方会提供研修>懲戒事例から学ぶ税理士の職業倫理
講師：明治大学大学院教授岩崎政明 時間：2 時間半
配信開始日：令和 2 年 12 月 15 日

◆税理士法

（税理士の使命）

第 1 条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

◆税理士会標準会則

（職業倫理）

第 40 条 会員は、その使命にかんがみ、常に深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。